

**「地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム(SATREPS)」**  
**日本側代表研究機関と相手国側代表研究機関との合意文書について**  
**－合意文書作成のガイドライン－**

2024年4月  
国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）  
国際部 SATREPS グループ

## 1. 合意文書作成のお願い

SATREPS では、各国際共同研究において独立行政法人国際協力機構（JICA）と相手国側代表機関との間で作成・署名される討議議事録（R/D：Record of Discussions）等、および日本側代表研究機関と相手国側代表研究機関(当事者)間の共同研究に関わる合意文書(CRA: Collaborative Research Agreement（MOU: Memorandum of Understanding なども含む。))を必要としています。

CRA は、日本側研究機関と JST との間で締結する委託研究契約書と整合するよう留意してください。国際共同研究は、R/D と CRA が署名されてから開始されることとなります。

## 2. 合意文書作成時の注意点

※合意文書作成にあたっては以下の項目に注意し、**各研究機関の知財・法務部門や TLO（Technology Licensing Organization：技術移転機関）等と相談しながら作業を進めてください。**

※日本から提案する合意文書（原案）は、**相手国側においても同様に知財・法務部門や TLO 等と相談するほか、国情によって所管省庁等への確認も必要とされますので、内容の合意に至るまでのプロセスやそれに要する時間、署名にかかる時間も考慮して計画を立て進めることが肝要です。**

※なお、合意文書は署名前の案の段階で JST の確認を取ってください。

- 1) 合意文書は当事者である日本側代表研究機関と相手国側代表研究機関の責任において締結してください。
- 2) 合意文書では、原則として以下の条項を入れてください。
  - “Objective and plan”（目的及び計画）
  - “Implementation”（実施内容）
  - “Confidentiality and Intellectual Property Rights”（守秘義務および知的財産権）
  - “Access to Genetic Resources and Benefit Sharing”（遺伝資源へのアクセスと利益配分）
  - “Publication of Results”（研究成果の公表）
  - “Dispute Resolution”（紛争の解決）
  - “Restrictions”（制約事項）
  - “Duration of the Agreement”（合意文書の有効期間）
  - “Compliance with Laws and Regulations”（法・規則の遵守）

“Access to Genetic Resources and Benefit Sharing”（遺伝資源へのアクセスと利益配分）については、該当する事象発生の見込みがないと当事者同士が判断した場合でも、項目は残しておく、【参考例】の 4.1 および 4.8 の条項は定めておくことを推奨します。

- 3) 日本側および相手国側の代表研究機関以外の共同研究機関には、当事者である代表研究機関が責任をもって当該合意文書の内容を遵守させる旨を盛り込んでください。（尚、日本側の主たる共同研究機関に対しては、当該機関と JST との委託研究契約において、当該機関は、日本

側代表研究機関が相手国側代表機関と交わす合意文書を遵守するという旨が盛り込まれています。)

### 3. 共同研究機関での合意内容遵守

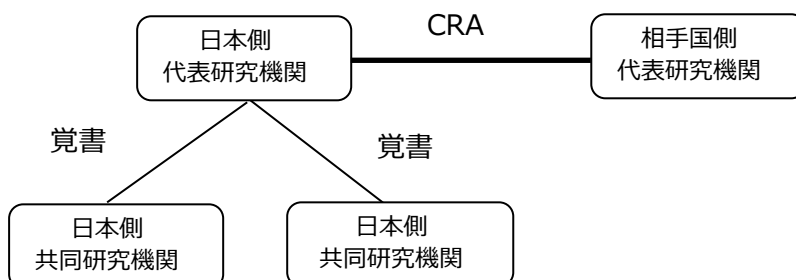
研究代表者あるいはその所属機関は、共同研究者の所属機関にその内容を連絡し、合意文書の取り交わしの確認を得ておいてください。

共同研究機関が関知しないままに合意文書を交わした場合、後々トラブルが生じる可能性を排除できません。トラブルを確実に回避するために、研究代表者あるいはその所属機関による上記枠内の対応に加えて、代表研究機関と共同研究機関との間で合意内容の遵守に関する文書を交わすことを推奨します。同様に、相手国側でも当該対応がとられることを推奨します。

なお、本ガイドラインは、以下のパターン1) の考え方で合意文書が交わされることを想定して記載しています。その他にもパターンが有りますが、どのような体制で合意書を取り交わすかは当事者間でご判断ください。

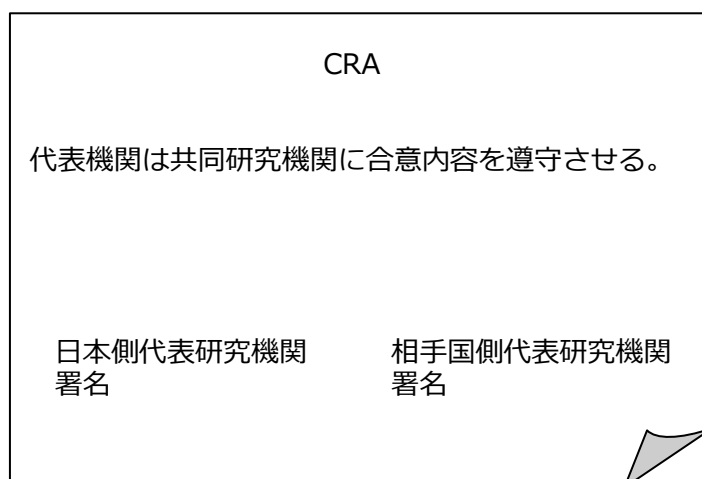
#### ■パターン1)

日本側代表研究機関と相手国側代表研究機関との間で合意文書（署名）を交わし、文書に両国の代表研究機関は、各々の国における共同研究機関に合意内容を遵守させる旨を明記する。併せて日本側代表研究機関は日本側共同研究機関と合意内容を遵守する旨（【例文】第2条2.2）を記載した文書（覚書等）を交わす。相手国側共同研究機関については相手国側代表研究機関の責務において合意内容を遵守させる。



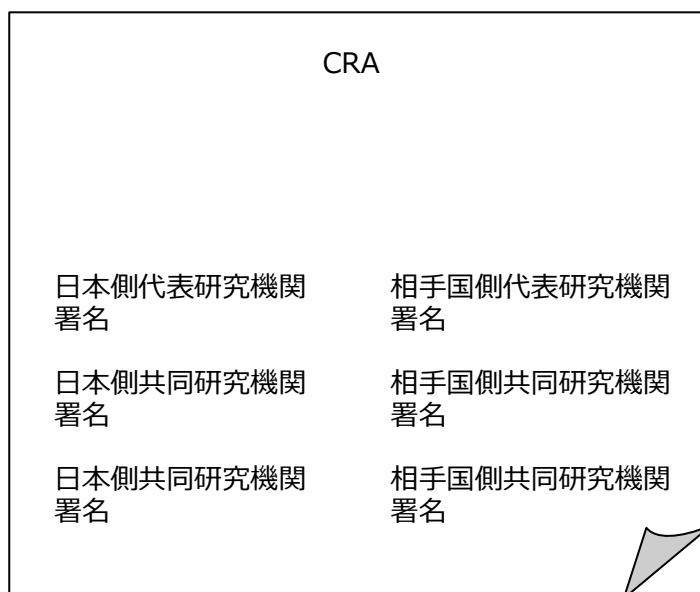
#### ■パターン2)

日本側代表研究機関と相手国側代表研究機関との間で交わす合意文書に、両国の代表研究機関は各々の国における共同研究機関に合意内容を遵守させる旨を明記し、それぞれの責務により確実に遵守させる。



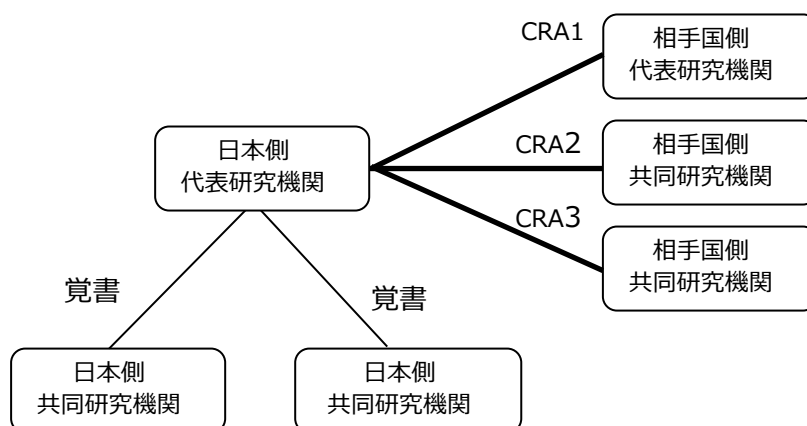
### ■パターン3)

合意文書を締結する際、日本側代表研究機関と相手国側代表研究機関だけでなく、双方の共同研究機関も含めた当該研究に関わる両国の全研究機関で合意を交わし署名する。



### ■パターン4)

日本側代表研究機関は相手国の代表および共同研究機関と各々合意文書を交わし、日本側の共同研究機関とは、相手国の代表および共同研究機関と各々に交わされた合意文書の内容を遵守する旨を記載した文書（覚書等）を取り交わす。



## 4. 合意文書の参考例

パターン1)の形態を想定した相手国側代表研究機関との合意文書の参考例を別紙として添付します。なお、参考例に記載のない条項であっても、必要な条項については、当事者間の協議により適宜追加して下さい。合意文書の締結にあたっては、その内容がJSTの委託研究契約の内容と矛盾・齟齬が生じないように両者の整合性の確保を図ってください。

また、別紙は参考例に過ぎませんので、本ガイドラインで示している必要な条項や注意事項が配慮されている内容であれば、代表研究機関が外国の研究機関等と研究を行う際に締結している共同研究契約書を原案として活用されも問題ありません。

## 5. 覚書の留意事項

パターン1)の形態を想定した相手国代表研究機関との合意内容を遵守する旨を記載した文書(覚書や誓約書等)の取り交わしにあたっては、国内の各機関における規程等に従い、共同研究の取扱いに関する必要な事項を共同研究機関との間で定めてください。

なお、覚書や誓約書等の締結にあたっては、その内容がJSTの委託研究契約の内容と矛盾・齟齬が生じないように両者の整合性の確保を図るとともに、SATREPSにおける国際共同研究の観点から以下の点は条項内に入れてください。

### (討議議事録及び合意文書の遵守)

第〇条 甲及び乙は、独立行政法人国際協力機構と●●●国××省との間で〇〇年〇〇月〇〇日付で作成・署名された討議議事録(Record of Discussions)及び国際共同研究により生じる知的財産権の取扱い、秘密情報の取扱い、成果の公表、損害が生じた場合の取扱い、及び相手国の生物資源へのアクセス・持ち出し等について、甲と相手国代表機関である△△△大学との間で〇〇年〇〇月〇〇日付で締結した合意文書(Collaborative Research Agreement)の内容を遵守する。

### (討議議事録及び合意文書の優先)

第〇条 本覚書と討議議事録の内容に矛盾・齟齬が生じる場合、討議議事録及び合意文書の内容が優先するものとする。

【合意文書参考例】

**COLLABORATIVE RESEARCH AGREEMENT**

( or “Memorandum of Understanding (MOU) “)

**THIS AGREEMENT IS MADE BETWEEN:**

本「合意文書」は以下の間のものである：

**AAA University (hereinafter referred to as “AAA”)**, having its office at address, XXX  
XXX 国〇〇市に事務所を置く AAA 大学（以下「AAA」と言う）

**AND:**

**BBB University (hereinafter referred to as “BBB”)**, having its office at address, Japan  
日本国△△市に事務所を置く BBB 大学（以下「BBB」と言う）

Both hereinafter referred to as the Parties collectively, or Party individually.  
両者は、併せて「両当事者」、あるいは個別に「当事者」と呼ぶ。

**CONSIDERING :**

前提：

The Record of Discussions and other relevant documents between CCC and Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as “JICA”), signed in (month) (date), (year) (hereinafter referred to as “R/D DOCUMENTS”), on the Japanese Technical Cooperation for “\*\*\*\*\*” that is implemented under the “Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development (SATREPS)” promoted by JICA and Japan Science and Technology Agency (hereinafter referred to as “JST”) in collaboration.

CCC と JICA にて\*\*\*\*年\*\*月\*\*日に調印した日本の技術協力における\*\*\*\*プロジェクト（JICA と JST が連携して推進する「地球規模課題対応国際科学技術協力」に基づき実施される）に係る討議議事録等（以下「R/D DOCUMENTS」と言う）

又は、R/D の締結日に先駆けて CRA を締結したい場合、R/D の調印日を削除した下記の文例を参照ください。

The Record of Discussions and other relevant documents (hereinafter referred to as “R/D DOCUMENTS”) between CCC and Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as “JICA”), on the Japanese Technical Cooperation for “\*\*\*\*\*” that is implemented under the “Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development (SATREPS)” promoted by JICA and Japan Science and Technology Agency (hereinafter referred to as “JST”) in collaboration.

CCC と JICA にて調印した日本の技術協力における\*\*\*\*プロジェクト（JICA と JST が連携して推進する「地球規模課題対応国際科学技術協力」に基づき実施される）に係る討議議事録等（以下「R/D DOCUMENTS」と言う）

**PREAMBLE:**

前文：

AAA and BBB desire to execute collaborative research as described in the R/D DOCUMENTS (hereinafter referred to as “the Collaborative Research”) and have agreed to conduct the Collaborative Research.

AAA と BBB は本文書および R/D DOCUMENTS に記載された共同研究の実施を希望しており、その「共同研究」の実施に合意した。

**The Parties hereby agree as follows:**

ここに、「両当事者」は次のように合意する：

**Article 1: Objective and plan**

**第 1 条：目的及び計画**

The purpose of the Collaborative Research under this Agreement is to undertake research on the “\* \* \* \* \* \* \* \* \* \*”. The Parties agree to carry out the Collaborative Research in accordance with the R/D DOCUMENTS.

本合意文書に基づく「共同研究」の目的は、「課題名を記載」に関する研究を行うことである。両当事者は、本文書および R/D DOCUMENTS に従い「共同研究」を行うことに合意する。

**Article 2: Implementation**

**第 2 条：実施内容**

2.1 Each Party should take necessary measures written in the R/D DOCUMENTS for the implementation of the Collaborative Research.

2.1 各当事者は、「共同研究」の実施のため、本文書および R/D DOCUMENTS に記載された必要な措置を講ずる。

2.2 Each Party shall be responsible for supervising its research team to comply with this Agreement.

2.2 各当事者は責任を持って、それぞれの研究チームに本合意文書を遵守させる。

**【注意】**

2 機関以上が研究に参加する場合で、且つ当該契約内容の遵守を明確にしておきたい場合は、以下を参考としてください。

AAA shall be responsible for coordinating its research team consisting of AAA and DDD to comply with this Agreement.

BBB shall be responsible for coordinating its research team consisting of BBB and EEE to comply with this Agreement.

**Article 3: Confidentiality and Intellectual Property Rights**

**第 3 条：守秘義務および知的財産権**

3.1 Confidential information held by each Party prior to the commencement of or outside the scope of the Collaborative Research and provided to the other Party in the course of the Collaborative Research shall remain the property of the providing Party, shall be kept confidential by the receiving Party, and shall not be disclosed to any third party other than JICA and JST or used for any purpose other than the Collaborative Research hereunder without prior written approval from the providing Party.

3.1 本「共同研究」の開始以前又はその範囲外で一方の「当事者」に保持されており、「共同研究」の過程で他方「当事者」に提供される秘密情報は提供側「当事者」の所有であり続けるものとし、受領側「当事者」では秘密として保持されるものとし、提供側「当事者」からの書面による事前の承認なくして本「共同研究」以外の如何なる目的であっても、JICA および JST 以外の第三者に開示あるいは使用されないものとする。

3.2 The results (including know-how, knowledge, information or data) obtained or generated from the Collaborative Research (hereinafter referred to as the “Results”) shall become the joint property of the Parties unless otherwise agreed upon between the Parties in writing. Each Party shall not disclose the Results to any third party other than JICA and JST without the prior written consent of the other Party, and this consent shall not unreasonably be withheld.

3.2 「共同研究」から得られる、あるいは生じる成果（ノウハウ、知識、情報あるいはデータを含む）（以下、「成果」という）は、「両当事者」が書面で別途合意しない限り、「両当事者」の共有となる。各「当事者」は他方「当事者」の書面による事前同意なく JICA および JST 以外の第三者に「成果」を開示してはならない。ただし、この同意は不当に留保されてはならない。

3.3 Intellectual property rights generated from the Collaborative Research (hereinafter referred to as the “Intellectual Property Rights”) shall be jointly owned by the Parties unless otherwise agreed upon between the Parties in writing. Any application for Intellectual Property Rights (hereinafter referred to as the “Application”), unless otherwise agreed upon, shall be jointly filed by the Parties hereto. For this purpose, the Parties shall have interests in the Intellectual Property Rights in proportion to their contributions to the Intellectual Property Rights generated from the Collaborative Research, and shall share in the costs and expense of protecting such Intellectual Property Rights in the same proportion, unless otherwise agreed between the Parties.

3.3 「共同研究」から生じる知的財産権（以下、「知的財産権」という）は、書面による「両当事者」の別途の合意がない限り、「両当事者」によって共同で所有されるものとする。「知的財産権」の申請（以下、「申請」という）は、別途の合意がない限り「両当事者」によって共同で行われるものとする。この目的のために、「両当事者」は、「両当事者」による別途の合意がない限り、「共同研究」から生じた「知的財産権」への貢献度に比例した権利持分を有し、また、それと同じ比率で当該「知的財産権」の保護に必要な費用負担をなすものとする。

3.4 Each Party hereto shall not commercially exploit the Results or assign or grant a license to a third party for Intellectual Property Rights or Applications thereof without the prior written consent of the other Party, and this consent shall not unreasonably be withheld. Detailed term for sharing of benefits from commercial use or licensing will be separately negotiated in good faith.

3.4 各「当事者」は、他方の「当事者」の書面による事前同意なくして、「成果」を商業的に利用したり、「知的財産権」あるいは「申請」の下での実施許諾権を第三者へ譲渡あるいは許諾してはならない。ただし、この同意は不当に留保してはならない。商業的な利用や実施許諾から得る利益の配分は、原則として権利持ち分に準じる。

3.5 The Parties acknowledge that the Intellectual Property Rights resulting from the Collaborative Research are subject to governmental control under the Japanese law entitled “Industrial Technology Enhancement Act” (also known as Japanese Bayh-Dole system) and similar legislation in XXX.

3.5 「両当事者」は、「共同研究」から生じる「知的財産権」が、日本の産業技術力強化法（いわゆる日本版バイ・ドール制度）、XXX（相手国名）国における類似の法制度に基づく政府の規制に従うものであることを理解している。

**【注意】**

- ① 共同研究により創出された知的財産の所有権(Ownership of Inventions)については、原則、その成果への貢献度に応じた比率で分配されるものとします。ただし、成果の商業的利用に関し、下記の記載例も推奨します。  
「商業的な利用や実施許諾から得る利益の配分は、原則権利持ち分に準じるものとする。ただし、譲渡或いは許諾に関する契約への貢献(所謂ライセンス活動)などの取り扱いは協議により取り決めるものとする。」
- ② 遺伝資源 (Genetic Resources) および、それに関連する伝統的知識 (Traditional Knowledge associated with Genetic Resources) に関係する研究成果から知的財産権が生じる可能性がある場合は、「生物多様性条約」および「名古屋議定書」、また、両国の生物多様性に関する国内法あるいはガイドラインがある場合はそれらに準じて、関連する知的財産権について協議してください。
- ③ 「秘密情報」の内容についてその定義を設けておくことを推奨します。
- ④ 知的財産権に関する出願をする場合、共同出願契約(Joint Application Agreement)を締結

する旨を記載しておくことを推奨します。

- ⑤ 遺伝資源その他の研究材料の移転が発生する場合は、必要となる素材移転契約（MTA：Material Transfer Agreement）の締結を行ってください。

#### Article 4: Access to Genetic Resources and Benefit Sharing

##### 第4条：遺伝資源へのアクセスと利益配分

4.1 The Parties shall agree to access to each other's genetic resources for the implementation of the Collaborative Research, stipulated in the R/D DOCUMENTS, in strict compliance with any applicable national legislation and applicable international treaties and conventions, such as the "Convention on Biological Diversity", the "Nagoya Protocol on Access to Genetic Resources and the Fair and Equitable Sharing of Benefits Arising from their Utilization to the Convention on Biological Diversity" and the "International Treaty on Plant Genetic Resources for Food and Agriculture".

4.1 「両当事者」は、本文書およびR/D DOCUMENTSの内容に基づいた「共同研究」の実施に際し、該当する国の法律・規制や、生物多様性条約、名古屋議定書、食料・農業植物遺伝資源条約など該当する国際条約・協定及びその当該国の国内担保措置に厳格に従って、互いの遺伝資源にアクセスできることとする。

4.2 The Parties shall agree to consider this Agreement as Mutually Agreed Terms (MAT) entered into between the Parties.

4.2 「両当事者」は、本合意文書の締結をもって、「両当事者」の間の相互に合意する条件（MAT）が締結されたと見なす。

4.3 In addition to 4.1, in the case of obtaining genetic resources from any person other than the Parties, the Parties shall establish MAT with the provider of the genetic resources.

4.3 4.1に加え、「両当事者」以外の者から遺伝資源を入手する場合は、「両当事者」は、この遺伝資源の提供者とMATを締結しなければならない。

4.4 Genetic resources shall be used exclusively for the purpose of research. The use of genetic resources for the purpose of commercialization shall be treated as change in utilization and require new MAT, subject to a separate agreement.

4.4 遺伝資源は研究目的でのみ利用する。商業目的での利用は用途変更として取り扱い、新たなMATを別途取り交わす。

4.5 Transfer of genetic resources shall be conducted under Material Transfer Agreement (MTA) which shall be separately signed upon. Each Party hereto shall not transfer the genetic resources to a third party without the prior written consent of the other Party, and this consent shall not unreasonably be withheld.

4.5 遺伝資源の移転については別途、素材移転契約（MTA）を締結して行う。「両当事者」は、他方の「当事者」の書面による事前同意なくして、遺伝資源を第三者へ移転してはならない。ただし、この同意は不当に留保してはならない。

4.6 Benefits arising from the utilization of genetic resources shall be shared fairly and equitably upon MAT. The Parties shall note that benefits include both non-monetary and monetary benefits, as described in annex to the Nagoya Protocol.

4.6 遺伝資源の利用から生じる利益は、MATに従って公正かつ衡平に配分する。「両当事者」は、名古屋議定書の附属書に記載されているように、利益には非金銭的利益と金銭的利益があることを確認する。



4.7 Any results obtained from utilizing genetic resources by either Party in the Collaborative Research shall be reported to the other Party, and upon request, shall be provided to the other Party together with the relevant information.

4.7 遺伝資源の利用から得られた成果については他方の「当事者」に報告し、要求に応じて付随した情報を共有することとする。

4.8 Matters not stipulated in each of the preceding items with respect to interpretation and performance of each of the preceding items shall be discussed by both Parties in good faith.

4.8 前各号に定めのない事項もしくは前各号の条項の解釈又は実施について、これを定める必要があるときは、両当事者は、誠実に協議の上定めるものとする。

**【注意】**

- ① 研究開始当初の段階で「遺伝資源へのアクセス」が生じる可能性のない研究であっても、4.1 及び 4.8 の条項は定めておくことを推奨します。
- ② 各国の国内法あるいはガイドラインで「遺伝資源へのアクセス」について定められている場合もあります。本合意文書の交渉にあわせて相手国研究機関と協議してください。相手国の国内法にて定められている場合はそれに準じて、定められていない場合には、相手国研究機関と協力して、相手国との協議の上、細かい取り決め(フィールドの特定、対象遺伝資源(必要な場合には、関連する伝統的知識)の特定、その他)などを上記参考例に拘わらず取り決めて下さい。
- ③ 相手国の遺伝資源へのアクセス及び移転にあたっては、各国の国内法等に従い、公正かつ衡平な利益配分になるような相互に合意する条件 (MAT※: Mutually Agreed Terms) の設定に努めてください。配分する「利益」は名古屋議定書の附属書にある通り金銭的な利益に限られず、研究活動による論文の共同発表及び人材育成等の非金銭的利益も含まれます。本事業は、相手側の経済的・社会的発展のために実施されている国際共同研究である事を踏まえ、遺伝資源の研究目的での利用段階では非金銭的利益の配分によるアクセスになるよう努めてください。なお、相手国によっては、アクセスすること自体に対して、利益配分として金銭的対価を要求してくる場合もあります。事前に十分調査の上、必要に応じてご相談ください。また、商業目的での利用段階における金銭的利益配分については協議に時間を要することが想定されます。MAT 内容の設定の際に別途協議することとしてください。また、MAT 等に基づき、相手国政府から事前の情報に基づく同意 (PIC: Prior Informed Consent) の取得に努めてください。相手国政府の ABS 窓口 (National Focal Point) と権限のある当局 (Competent National Authorities) に相談の上、ABS 体制が未整備で PIC が取得できない場合には、ABS 対応に努めた証拠資料 (議事録等) を記録として残しておくことを推奨します。

※本条項の参考例は相手国研究機関との MAT に実質的に相当しうる内容を想定しておりますが、参考例に記載のない内容であっても、必要な取り決めについては、当事者間の協議により適宜追加して下さい。

## Article 5: Publication

### 第5条：研究成果の公表

5.1 The Parties agree that all information developed during the Collaborative Research may in principle be made available to the public by either Party, subject to the provisions of Section 3.1 and Section 3.2.

5.1 「両当事者」は、本契約第3条第1項及び第3条第2項の規定に従うことを条件として、「共同研究」の期間中に展開された全情報を、原則としていずれの「当事者」によっても公表することに合意する。

5.2 When the Parties publish any information described in the Section 5.1, the Parties shall state that the information is the result of "Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development (SATREPS)".

5.2 「両当事者」は、5.1 に規定されている情報を公開する場合、SATREPS 事業の成果である旨を明記しなければならない。

5.3 The Parties make the decision in advance through negotiation in good faith when the publication would jeopardize the chance of either Party to obtain intellectual property rights.

5.3 「両当事者」は、公表によりどちらかの「当事者」が知的財産権を得る機会を危うくする場合、事前に協議してその対応を決定するものとする。

## Article 6: Dispute Resolution

### 第6条：紛争の解決

6.1 Any issues that are not addressed or stipulated in this Agreement shall be agreed and resolved through negotiation in good faith.

The Parties further agree that any dispute between the Parties, out of or in relation to or, in connection with this Agreement, will be settled as amicably as possible.

All differences and disputes which cannot be resolved or settled between the Parties will be finally settled, unless otherwise agreed upon, under the Rules of Arbitration of the International Chamber of Commerce, by one or more arbitrators appointed in accordance with the said rules. The award of the arbitrator(s) shall be final and binding on both Parties.

6.1 本合意文書で扱われていない、あるいは規定されていない問題は誠実な協議によって合意および解決されるものとする。

「両当事者」はさらに、本契約に関連する「両当事者」間の紛争は可能な限り友好的に解決されるということに合意する。

「両当事者」間で解決できない相違点および紛争は、別途合意のない限り、最終的に国際商業会議所の調停仲裁規定に基づき、その規定に従って指名される一人あるいはそれ以上の仲裁人によって解決がなされる。その仲裁人による裁定は最終的なものとし、両「当事者」を拘束するものとする。

#### 【注意】

##### ① 準拠法について

国際商業会議所ルール等に沿い、具体的に紛争仲裁を明記する場合には、具体的な準拠法を Governing Law and Dispute Resolution として規定することを推奨します。

例 Governing Law and Dispute Resolution

This Agreement shall be governed by and construed in accordance with the laws of England

事例 仲裁方法を具体的に記載する事例

東京に指定する場合

.. will be finally settled, unless otherwise agreed upon, by arbitration in Tokyo Japan under the Rules of Conciliation Arbitration of the International Chamber of Commerce, with three (3) arbitrators, which arbitration shall be implemented in the English language. The award of the arbitrators shall be final and binding on both Parties.

クロス方式を採用する場合

All disputes which may arise between the Parties hereto, out of or in relation to or in

connection with this Agreement shall be finally settled by arbitration in Tokyo Commercial Arbitration Rules of The Japan Commercial Arbitration Association, if AAA (foreign counterpart) requests the arbitration or in (city of AA) pursuant to (name of rules) of (the name of arbitral institution) if BBB(Japanese) requests the arbitration.

② 補償について

R/D DOCUMENTS における「補償」については JICA 専門家の身分を持つ人以外には適用されません。したがって、大学院生など、JICA 専門家の身分を持たない人が参画する場合には、下記条文例を追加することを推奨します。当該人については、現地法が適用されることに十分ご留意下さい。また JICA 研修員として相手国から日本に来る人については、JICA と日本側代表研究機関が交わす“取極め”が適用されます。

Article \* : Liability

第\*条 : 補償

\*.\* The Party employing each of the participating researchers or personnel involved in the Collaborative Research other than experts and trainees stipulated in R/D DOCUMENTS shall be liable for compensation for any injury, sickness, accident, or death of its own researchers or personnel.

6.\* 「共同研究」に参加する R/D に記載された専門家および研修員以外の研究員等の負傷、疾病、事故、傷害、又は死亡に対する補償は、かかる研究員等が所属する機関が行うものとする。

## Article 7: Restrictions

### 第 7 条 : 制約事項

Each Party shall neither use nor provide to a third party any funds or expenses, technology, information, or property provided by the other Party for the Project for the purpose of developing, manufacturing, using, or stockpiling weapons. Each Party shall not divert Research Results for the purpose of use in developing, manufacturing, using, or stockpiling weapons.

何れの当事者も、プロジェクトのために相手方から提供された資金、技術、情報又は物を、兵器の開発、製造、使用又は貯蔵の目的で利用してはならず、また、当該目的を有する第三者に提供してはならない。何れの当事者も、プロジェクトで得られた成果を、兵器の開発、製造、使用又は貯蔵の目的に転用してはならない。

## Article 8: Duration of the Agreement

### 第 8 条 : 合意文書の有効期間

The term of this Agreement and the Collaborative Research shall be from (month) (date), (year) to the end date of R/D DOCUMENTS (including R/D DOCUMENTS amendment cases) decided in the part of “Project Period/Duration”.

Notwithstanding above, the Parties may terminate this Agreement upon mutual agreement.

The provisions in Articles 3, 4, 5, 6 and 7 shall remain in force after the expiration or termination of this Agreement.

本合意文書及び共同研究の期間は、\*\*\*\*年\*\*月\*\*日（JST が別途国内の各機関と締結する正式な委託研究契約に規定される発効日以前（同一日を含む）としてください）から R/D DOCUMENTS（改訂版含む）の「Project Period/Duration」部分で定められているプロジェクト最終日までとする。前述記載に拘わらず、本「協定」は、当事者の合意により本合意文書を終了することができるものとする。

第 3、4、5、6 および 7 条の規定は、本「協定」の満了又は解除後も有効とする。

## **Article 9: Compliance with Laws and Regulations**

### **第 9 条 : 法・規則の遵守**

All research activities conducted in connection with the Collaborative Research shall be done in compliance with all applicable laws, regulations and guidelines of the countries and institutions in which the research is conducted.

「共同研究」に関して行われるすべての研究活動は、研究の行われる国・研究所の該当法、規則、指針に従ってなされるものとする。

Each Party shall sign two identical copies of this Agreement, and retain one copy.  
各「当事者」とも2通の同一の本「合意文書」に署名するものとし、1通を保有する。

**AAA University:**

日本側代表研究機関

署名 (サイン)

President XX XX

署名者の役職名 & 氏名

※署名者は合意書に署名できる権限を有する者で、必ずしも機関の代表である必要はない。

Date:

署名日

**BBB University:**

相手国側代表研究機関

署名 (サイン)

President XX XX

署名者の役職名 & 氏名

Date:

署名日

参考例に記載のない条項であっても、必要な条項については、当事者間の協議により適宜追加して下さい。

例えば、互いの研究者がそれぞれ相手国において長期滞在する予定があり、相手国内での研究環境について定めて置く必要がある場合などには以下の条文例を追加することをお勧めします。

Article \*\* : Accommodation of the Research Environment

第\*\*条 : 研究環境整備

\*\*1 Each Party shall accommodate the research environment of activity, stay and living of researchers or personnel of the other Party who are conducting the Collaborative Research.

\*\*1 「両当事者」は、「共同研究」に従事する他方の「当事者」の研究者等の活動、滞在、および生活等の研究環境について便宜をはかるものとする。